

コンピュータ倫理学の基礎づけに関わる論議をマッピングする

フロリディ、サンダース

出典：

Floridi, Luciano. & Sanders, J. W. : 'Mapping the foundationalist debate in computer ethics,' in *Ethics and Information Technology*, Vol.4, No.1, pp.1-9, 2002

キーワード：

コンピュータ倫理学(computer ethics)、情報通信技術(information and communication technologies)、情報倫理学(information ethics)、マクロ倫理学(macroethics)、メタ倫理学(metaethics)、ミクロ倫理学(microethics)、指針の空白(policy vacuum)、特有性の論議(uniqueness debate)

コンピュータ倫理学はどのような問題をいかなる方法で検討する学問なのであろうか。そして、伝統的な倫理学理論や応用倫理学の他の諸部門とはどのような関係にあるのか。本論ではこうしたコンピュータ倫理学の基礎に関わる論議を批判的に概観する。具体的には、コンピュータ技術のもたらす指針および概念上の空白からコンピュータ倫理学の必要性が生じたとするムーアの古典的見解を出発点に、そこから発展していったコンピュータ倫理学の五つのアプローチを検討する。すなわち、無解決アプローチ、専門家アプローチ、根本的アプローチ、保守的アプローチ、革新的アプローチ、である。これらのアプローチの検討からは、次の結論が引き出される。コンピュータ倫理学の問題は完全に特有の問題であるとまでは言えなくとも、十分に新奇な問題と見なされる。功利主義、義務論などの既存のマクロ倫理学に代わってコンピュータ倫理学の方法論的な基礎を提供するのは、情報の対象、情報圏、エントロピーという概念に基づく情報倫理学である。

以降の箇所では、筆者の議論を要約する形で紹介していく。なお、筆者のルシアーノ・フロリディ氏はオックスフォード大学比較メディア法および政策プログラム(Programme in Comparative Media Law and Policy)でマークル財団の情報政策研究員(Markle Foundation fellow in information policy)を務めており、専門は数学および情報の哲学である。ジェフ・サンダース氏はオックスフォード大学コンピュータ研究所(Computing Laboratory)の講師である。両氏のより詳細な経歴に関しては、下記の URL を参照していただきたい。

Luciano Floridi: <http://www.wolfson.ox.ac.uk/%7Efloridi/index.html>

Jeff Sanders: <http://web.comlab.ox.ac.uk/oucl/people/jeff.sanders.html>

導入

コンピュータ倫理学(computer ethics)は、情報通信技術(information and communication technology)の影響力の大きさゆえに生じてきた現代社会の実践的関心に由来する学問である。いわゆるデジタル革命

は、倫理や法などの規範が発展するよりも急速に進展するので、指針および概念上の空白(policy and conceptual vacuum)を引き起こす。コンピュータ倫理学はアナロジーに基づく推論を用いて、こうした空白の個別事例を検討する。コンピュータ倫理学の目的は、さまざまな事例に適用可能で一般的な結論を導き出すことである。初期のコンピュータ倫理学は、主に世論や専門家、政治家たちにコンピュータに関わる倫理問題を気づかせることを目指していたが、次第にコンピュータ倫理学の研究の主眼は専門家の行動綱領や技術標準、利用規制や新たな立法などによる倫理問題の戦略的解決へと移りゆく。個別事例の分析に基づくボトムアップ型のコンピュータ倫理学から、グローバルな事例分析と戦略的解決とを志向するコンピュータ倫理学に変化するのである。倫理問題の戦略的解決を目指すトップダウン型のコンピュータ倫理学の発展に不可欠なのが、コンピュータ倫理学の基礎づけに関わる論議である。この論議の特徴は、コンピュータ倫理学の本質および正当化に関するメタ理論的な反省と、より広範な文脈におけるメタ倫理理論とコンピュータ倫理学との関係の分析に存する。そこでは、コンピュータ倫理学が情報通信技術に関わる倫理問題の個別事例の単なる寄せ集めではなくて整合的な学問になりうるのか、なりうるとすればコンピュータ倫理学の基礎になる概念は何か、などの問いが検討される。これらの問いに対する答え方の違いから、コンピュータ倫理学の基礎に関する五つの見解が生じてくる。すなわち、(1)他のアプローチの方法論上の基礎となる最小限の出発点を提供した「無解決(no resolution)アプローチ」、(2)コンピュータ倫理学を専門家に関わる倫理問題と見なす「専門家(professional)アプローチ」、(3)コンピュータ倫理学の新奇性(novelty)を強調する「根本的(radical)アプローチ」、(4)標準的な倫理学理論とコンピュータ倫理学とを結びつける「保守的(conservative)アプローチ」、(5)これらのアプローチに基づきつつコンピュータ倫理学の理論的な基礎として情報倫理学(information ethics)を提示する「革新的(innovative)アプローチ」、である。

無解決アプローチ：コンピュータ倫理学は真の学問ではない

無解決アプローチの支持者ドン・パーカーによれば、コンピュータ利用における倫理原則を発見する試みとしてのコンピュータ倫理学というものはない。コンピュータ倫理学はそもそも解決不可能なディレンマを扱っているものであり、概念的な基礎を欠いた無意味な研究と見なされる。パーカーは、コンピュータに関わる倫理問題に対して人々が多様な見解を持つということから、この問題に関する正解が存在しない、それゆえコンピュータ倫理学は不可能である、と推論したのである。

ところが経験的に見ると、コンピュータ倫理学の発展という事実は、無解決アプローチがあまりにも悲観的な見方であることを示しているだろう。コンピュータ倫理学の問題は首尾よく解決されるし、それに関わる政策が承認され、実施されてもいる。無解決アプローチは、世論および専門家が情報通信技術の非倫理的な利用を警戒していた時代に固有の見方である、と理解されよう。

テレル・バイナムは無解決アプローチのことを通俗的倫理学(pop ethics)と呼ぶ。その特徴は、コンピュータ利用における非倫理性に関わる劇的な事例を、非体系的にかつ異なる性質のものを一緒に寄せ集めていくことにある。通俗的倫理学の目標は、コンピュータ技術が社会的および倫理的帰結を有するがゆえ

に価値中立的(neutral)ではないという事実を人々に気づかせることにある。「ハッカー」という言葉が軽蔑的な意味合いで用いられていたコンピュータ倫理学の創生期において、このアプローチは重要な役割を果たした。すなわち、ビジネス倫理学の初期研究と同様に、無解決アプローチは不正な事柄の存在を指摘はするものの、コンピュータ専門家のエートスを作り上げることには失敗したのである。

もちろん、無解決アプローチには長所がある。このアプローチがコンピュータに関わる倫理問題を強調したことは、以降のコンピュータ倫理学の準備段階となった。また、このアプローチは事例研究を中心とするものであるから、コンピュータ倫理学研究において非常に重要な問題関心の多様性を確保しうる。さらに、無解決アプローチはコンピュータ倫理学の基礎に関わる論議において理想的な最低境界線(ideal lowest bound)を提示しており、その役割はメタ倫理学における相対主義に相当する。つまり、他のアプローチはいずれも、無解決アプローチは回避されねばならないということから議論を開始するのである。

専門家アプローチ：コンピュータ倫理学は教育方法論である

情報通信技術の引き起こした指針の空白に対する最初の反応は、コンピュータ専門家の社会的責任の強調であった。ここから、専門家の教育を中心とする専門家アプローチが登場する。専門家アプローチによると、コンピュータ倫理と他の職業倫理、たとえばビジネス倫理、医療倫理、技術倫理などとの間に深刻な理論上の違いは存在しないのであり、そこには教育上の文脈の違いがあるにすぎない。コンピュータ倫理の教育課程は、倫理学者ではなくて倫理を遵守する専門家の養成を目的とする。この課程で哲学者が教える必要はないし、また教えない方が良いのかもしれない。なぜならば、哲学者が道徳理論の訓練を受けているからといって、日常の道徳生活に関して同僚たちよりも優れているとは限らないからである。コンピュータ倫理学教育は、倫理学理論の習得ではなくて、専門家の本質と役割責任とを認識することを目指すものである。

専門家アプローチには、次のような長所がある。このアプローチは、技術標準、専門職の行動指針などの問題を真剣に検討する。さらに、順向的な(proactive)専門家倫理を発展させることで、情報技術の成果に対して好意的であるという通俗的倫理学の価値を擁護することもできる。もちろん、学生や専門家たちの指導という現実的な教育上の態度を擁護しうるアプローチでもある。こうした長所を持つ専門家アプローチの最大の成果は、コンピュータ専門家の認定制度を促進したことと、図書館や大学などにおける情報通信技術に関わる行動規則や利用規制を綿密に仕上げたことである。

ところが、このアプローチは、コンピュータ倫理学を専門家倫理に「還元する」見解である、と解釈される。このように解釈すると、専門家アプローチの研究内容は制限されてしまう。まず、専門家とは関わりのない問題、たとえばプライバシーや知的財産などの問題が考慮されないことになる。つぎに、専門家アプローチが理論的アプローチを欠く場合、それはコンピュータ倫理学に準ずるもの(para computer ethics)にすぎず、コンピュータ倫理学の概念的な基礎を提供することはできない。すると、専門家アプローチは、現に利用可能な倫理学理論や原則を事例分析により再確認するという批判的ではあるものの素朴

な(naive)活動になるか、あるいは、「コンピュータ倫理学の十戒(The 10 Commandment of computer ethics)」
とでも言うべきものを単に教育するだけの教条的で(dogmatic)保守的な活動にならざるをえないだろう。

理論的コンピュータ倫理学と特有性の論議

あらゆる応用倫学研究は、批判的な理論構築を固有の課題と見なす必要はないにせよ、必ずその余地を残しておかねばならない。専門家アプローチの最良のものは、教育問題とメタ理論研究、記述的問題と規範的問題、実践的課題と理論的課題などを区別することはできる。しかし、次のような根本的な問題を検討することはない。すなわち、情報通信技術は新たな倫理問題を引き起こすか、コンピュータ倫理学の問題は標準的な倫理学から独立にという意味ではなく固有の理論的探求を必要とするという意味で特有であるのか、それとも偶然に情報通信技術を含んだ倫理問題にすぎないのか、コンピュータ倫理学の方法を正当化するものは何か、コンピュータ倫理学は倫理をめぐる対話(discourse)にどのような貢献をするのか、などの問題である。こうした問題の探求は理論的コンピュータ倫理学に委ねられる。

理論的コンピュータ倫理学は、無解決アプローチないしは通俗的コンピュータ倫理学、専門家アプローチにつづく論理的段階である。特有性の論議(uniqueness debate)を通じて、理論的コンピュータ倫理学の二つの流れが形成される。特有性の論議とは、コンピュータ倫理学の問題は特有であるか、コンピュータ倫理学は特別な適用領域と自律した理論的な基礎を持つ独立の研究領域であるべきか、をめぐる論議のことである。この論議は、指針の空白に関する二つの解釈、すなわち、より根本的な解釈と、より保守的な解釈とから生じたものである。

根本的アプローチ：特有の学問としてのコンピュータ倫理学

根本的アプローチによれば、指針および概念上の空白とは、コンピュータ倫理学が全く新しいアプローチを必要とする完全に特有の問題を検討していることを意味する。このアプローチは、コンピュータ倫理学の問題を過小評価する無解決アプローチに歯止めをかける。つまり、情報通信技術に関わる倫理問題を首尾よく解決するためには強固で自律した理論的根拠を持つ研究領域が必要であることを強調し、コンピュータ倫理学の問題の新しさと重要性とを真剣に受け止めて、専門家アプローチを含むコンピュータ倫理学のさまざまなバージョンを改良する。

しかしながら、根本的アプローチは四つの問題点がある。第一に、コンピュータ倫理学のいかなる領域が特有であるかを明確にしていない。第二に、コンピュータに関わる倫理問題が特有なものであることと、その問題を扱うコンピュータ倫理学という学問が特有なものであることとの関係は明らかではない。第三に、これまでの二つの問題点の帰結として、このアプローチは成熟したコンピュータ倫理学のあり方を明示することができない。第四に、特有性を強調しすぎると、コンピュータ倫理学をもっと一般的なメタ倫理学理論の文脈から切り離すことになるし、コンピュータに関わる倫理問題を検討することを通じて倫理をめぐる対話を豊かなものにする機会さえも失ってしまう恐れがある。

保守的アプローチ：応用倫理学としてのコンピュータ倫理学

保守的アプローチは、上に見たような問題のいくつかを巧妙に回避するものであり、次の二つの主張を擁護する。(a) 帰結主義、義務論、徳倫理、契約論などの古典的なマクロ倫理学(macroethics)はコンピュータ倫理学の諸問題に十分に対応しうる。とはいえ、これらの理論を適応させ、豊かにし、拡張する必要がある。(b) コンピュータに関わる倫理問題は情報通信技術の利用によって変化しているものの、伝統的な倫理問題の新種にすぎない。それゆえ、現に利用可能なメタ倫理学理論をこれらの問題に適用する必要があるし、また適用は十分に可能である。コンピュータに関わる倫理問題は、新たなマクロ倫理学理論の源泉ではないし、また源泉になりえない。以上二つの主張から、コンピュータ倫理学は実践的で領域に依存するミクロ倫理学(microethics)、すなわち応用倫理学にほかならない、という結論がえられる。たとえば、デボラ・ジョンソンは、従来の倫理問題とコンピュータ倫理学の問題とを類・種の関係と見なす進化的なメタファーを用いた議論を展開している。

保守的アプローチは、コンピュータ倫理学が情報通信技術に関わる倫理問題と標準的なマクロ倫理学理論との接触領域(interface)であると見なす。そして、無解決アプローチを拒絶しつつ、コンピュータ倫理学の問題は重要であるがゆえに理論と実践の両側面からの検討に値するという通俗的コンピュータ倫理学の忠告を受け入れる。また、標準的なマクロ理論に基づくこのアプローチは、専門家に対する指導の役割と、情報時代における市民の倫理としての役割とを果たしうる。さらに、コンピュータ倫理学の問題を従来の倫理問題と進化的な連続性で捉えるので、二つの問題を切断してしまう根本的アプローチの難点を回避している。

しかしながら、保守的アプローチには次の問題点がある。第一に、主張(a)には議論の余地が残る(controversial)。つまり、伝統的なマクロ倫理学が本当にコンピュータに関わる倫理問題を扱うのか否かが問われる。第二に、メタ理論的に不十分な決定しか行ないえない(underdetermined)。進化的な隠喩では根本的アプローチと伝統的な倫理学理論との緊張関係を解消するにはいたらないだろうし、具体的にどの倫理学理論を応用倫理学に適用すべきかを決定することは困難である。第三に、これは第一の問題点から帰結するのだが、方法論が脆弱(poor)である。マクロ倫理学の裏付けなしには明確な方法論を提示することができないし、最終的には常識や事例に基づく分析やアナロジーに基づく推論などに依存するので、コンピュータ倫理学における新たな問題を理解するのに十分な手段を持たないのである。第四に、一方向的(unidirectional)である。すなわち、既存のマクロ倫理学を単に適用するだけなので、コンピュータ倫理学の問題が既存の理論を発展させる可能性の有無を検討しえないのである。

革新的アプローチ：コンピュータ倫理学の基礎としての情報倫理学

フロリディとサンダースの見解、すなわちコンピュータ倫理学の基礎としての情報倫理学という見解は、この革新的アプローチに位置づけられる。このアプローチは、保守的アプローチの主張(b)に含まれていた

制約を拒絶することで、その欠点を回避する。

コンピュータ倫理学の問題が既存のマクロ倫理学で扱えないからといって、既存の倫理学から全く切り離された独立の学問としてのコンピュータ倫理学が必要だというわけではない。情報倫理学は、コンピュータに関わる倫理問題に対して実質的な提案を行ない、かつメタ倫理的な対話を豊かにするマクロ倫理的な視野を持つ研究である。そして、情報倫理学は、生命/生態系/苦痛(life/ecosystem/pain)の概念に基づく既存の応用倫理学からは区別されるものであり、情報の対象/情報圏/エントロピー(information object/infosphere/entropy)の概念に基づいてコンピュータ倫理学を基礎づける。

情報倫理学と既存のマクロ倫理学および応用倫理学との違いは、大略、次のように説明される。徳倫理、帰結主義、義務論などの既存のマクロ倫理学は基本的に行為者およびその行為の影響に分析の焦点を合わせる点で、行為者に端を発する(agent-oriented)理論である。これに対して医療倫理学や環境倫理学は、行為の受け手(receiver)すなわち受動者(patient)の側に目を向け、さらに環境や動物などの人間以外の存在も受動者と見なすことにより、人間中心主義的(anthropocentric)という既存の倫理学が持つ難点の克服を目指すアプローチである。しかし、これらのアプローチにおいても、ある対象が生命を持たない(inanimate)、無形の(intangible)、抽象的なものである場合には、倫理的考慮の対象にならない。

情報倫理学は、情報という観点から理解される全ての存在(being)の倫理学である点において、行為者に焦点を合わせた古典的な倫理学から区別される。また、情報を持つ実体(entity)を道徳的要求の中心に据え、どのような行為が情報圏にとって良いのかという観点から道徳的責務を分析し、生命の内在的価値や快苦ではなくてエントロピーに注目する点において、他の応用倫理学から区別される。

以上に見たコンピュータ倫理学の基礎としての情報倫理学という発想は、あまりにも抽象的すぎて実際の役には立たない、という批判がなされよう。しかし、情報倫理学の役割がコンピュータ倫理学に概念的な基礎を提供することである以上、個別問題の解決に直接的には役立たないことはやむをえない。いずれにせよ、コンピュータ倫理学の貢献なしには、道徳的事実に関する我々の理解は未だに不十分なのである。

紹介者コメント

コンピュータ倫理学の基礎としての情報倫理学という筆者の見解に関しては、特に異論はないのだが、この見解が本論の中では具体化されていないことが惜しまれる。さらに、筆者の見解を明確にする上で、より入念な分析を必要とする論点のいくつかは、単に提示されたにとどまっている。たとえば、(1)基礎づけ/被基礎づけ関係にあると見なされる情報倫理学とコンピュータ倫理学との違いが必ずしも明確にはされていないこと、(2)筆者の主張の要をなす「情報の対象/情報圏/エントロピー」という概念が十分には説明されていないこと、などである。おそらく、こうした論点に関しては、文献リストに掲げられている刊行予定の論文で入念な検討がなされるのであろう。

(島内 明文)